

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の九十
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十二
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
二	一	三四三、五〇〇円
	二	三六一、四〇〇円
	一	四一六、六〇〇円
	二	四二六、六〇〇円
	三	四三六、六〇〇円
二	一	四四六、六〇〇円
	二	四四六、六〇〇円
	三	四五六、六〇〇円
	四	四五六、六〇〇円
	五	四五六、六〇〇円

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の八十
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十四
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十八
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
二	一	三四三、一〇〇円
	二	三六一、〇〇〇円
	一	四一六、一〇〇円
	二	四二六、一〇〇円
	三	四三六、一〇〇円
二	一	四四六、一〇〇円
	二	四四六、一〇〇円
	三	四五六、一〇〇円
	四	四五六、一〇〇円
	五	四五六、一〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額	
一	二	二六八、〇〇〇円	
	一	二七二、五〇〇円	
	二	一	三〇六、七〇〇円
		二	三一四、〇〇〇円
		三	三二一、四〇〇円
四		三二八、七〇〇円	
三	一	三三六、一〇〇円	
	二	三六三、六〇〇円	
	三	三七一、七〇〇円	
	四	三七九、九〇〇円	
	五	三八八、〇〇〇円	

一	六	四六六、六〇〇円
	七	四七六、五〇〇円
	八	四八三、二〇〇円
	九	四八九、九〇〇円
	一〇	五〇七、七〇〇円
二	一	五一八、六〇〇円
	二	五二五、九〇〇円
	三	五三三、二〇〇円
	四	
	五	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額	
一	二	二六七、五〇〇円	
	一	二七二、一〇〇円	
	二	一	三〇六、三〇〇円
		二	三一三、六〇〇円
		三	三二一、〇〇〇円
四		三二八、三〇〇円	
三	一	三三五、七〇〇円	
	二	三六三、一〇〇円	
	三	三七一、三〇〇円	
	四	三七九、四〇〇円	
	五	三八七、五〇〇円	

一	六	四六六、一〇〇円
	七	四七六、一〇〇円
	八	四八二、七〇〇円
	九	四八九、三〇〇円
	一〇	五〇七、三〇〇円
二	一	五一八、一〇〇円
	二	五二五、四〇〇円
	三	五三三、七〇〇円
	四	
	五	

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 百分の八十五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十八</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十一</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十五・五</p> <p>3 5 略</p>	<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 百分の九十</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十二</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七</p> <p>3 5 略</p>